

○厚生労働省告示第十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

- (910) 第八号中 (968) を (974) とし、 (905) から (967) までを (911) から (973) までとし、 (904) を (909) とし、その次に次のように加える。  
リオシグアト
- (782) 第八号中 (903) を (908) とし、 (778) から (902) までを (783) から (907) までとし、 (777) を (781) とし、その次に次のように加える。  
ベタイン
- (663) 第八号中 (776) を (780) とし、 (660) から (775) までを (664) から (779) までとし、 (659) を (662) とし、その次に次のように加える。  
標準化スギ花粉エキス
- (245) 第八号中 (658) を (661) とし、 (243) から (657) までを (246) から (660) までとし、 (242) を (244) とし、その次に次のように加える。  
クエン酸第二鉄
- (100) 第八号中 (241) を (243) とし、 (99) から (240) までを (101) から (242) までとし、 (98) を (99) とし、その次に次のように加える。  
イプラグリフロジン  
Lープロリン

- (41) 第八号中(97)を(98)とし、  
ア  
フ  
ア  
チ  
ニ  
ブ  
(41)から(96)までを(42)から(97)までとし、  
(40)の次に次のように加える。